

令和4年5月20日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代(変更後4番)	9 番	勝 屋	弘 貞(変更後10番)
2 番	池 田	廣 志(変更後5番)	10 番	伊 東	茂(変更後11番)
3 番	西	一 郎(変更後1番)	11 番	笠 継	健 吾(変更後3番)
4 番	杉 原	元 博(変更後6番)	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二(変更後7番)	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典(変更後8番)	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 亮(変更後9番)	15 番	松 田	義 太
8 番	宮 崎	幸 宏(変更後2番)	16 番	角 田	一 美

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事務局長補佐	樋 口	貴 司
議事管理係長	富 岡	明 美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	田	崎		靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
総	務	松	林		聡
市長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建設環境部長		山	浦	康	則
会計管理者兼会計課長		幸	尾	か	おる
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事		白	仁	田	和
人権・同和対策課長		中	尾	美	佐
企画財政課長		山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
市	民	山	崎	智	香
税	務	吉	牟	田	剛
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
産	業	三	ヶ	島	正
商	工	山	口		洋
農	林	江	島	裕	臣
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都市建設課長		橋	川	宜	明
都市建設課参事		中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰

---

## 令和4年5月20日（金）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 仮議席指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議席の指定及び変更
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 特別委員会委員の選任
- 日程第7 議案の上程（市長の提案理由説明）
- 日程第8 議案第33号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第34号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号））（質疑、討論、採決）

---

### 午前10時 開会

#### ○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、鹿島市議会令和4年5月臨時会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

執行部におかれましては、環境負荷の軽減、職員の公務能率の維持向上を図るために、5月1日から10月31日までの期間については、特別の場合を除いて、ノー上着、ノーネクタイの推奨に取り組んでおられます。議会には先例等申合せ事項で議会における服装についての規定がありますが、本臨時議会中においては、議場ではノーネクタイのクールビズ対応したいと思います。

なお、上着の着用については個人の裁量に任せたいと思います。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場の扉を開放して会議を進めます。議場においては、発言時を含め、出席者のマスク着用をお願いします。

ここで、このたび鹿島市長選挙において御当選になりました松尾市長から御挨拶の申出がっておりますので、これを許します。松尾市長。

#### ○市長（松尾勝利君）

おはようございます。4月24日の市長選挙において、市民の皆さん方の御信任をいただき、5月12日付で第6代鹿島市長に就任をいたしました松尾勝利でございます。市長就任に際し、

お許しをいただいて、議会の皆さん、そして市民の皆様へ一言御挨拶を申し上げます。

私はこれまで市議会議員として4期15年間、市政に関わってまいりましたが、このたび執行機関の長として、立場を変えて市政に携わっていくことになりました。改めて責任の重大さを痛感しているところでございます。

市長選挙を通じて私は、今まで育んできた鹿島らしさを生かしたまちづくり、それをさらに加速させていきたいという思い、また、希望の持てるまちづくりを行っていきたいという思いを訴えてまいりましたが、就任以降その思いは一層強くなってきております。それらの実現のため、私がこれまで培ってきた経験、それから築き上げてきた関係機関とのつながりなども十分に活用をしながら、議会の皆さん方、市民の皆さん方、そして全ての職員と一丸となって取り組みたいと考えております。どうか今後とも御支援、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、具体的な施策などにつきましては、6月定例会におきまして施政方針としてお示ししたいと考えておりますので、いましばらく御猶予を賜りたいとお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

#### ○議長（角田一美君）

次に、去る4月1日付の職員の人事異動によりまして部課長級の異動がっておりますので、鹿島市議会先例等申合せにより、藤田副市長より職員の御紹介をお願いいたします。藤田副市長。

#### ○副市長（藤田洋一郎君）

それでは、4月1日付で部課長の人事異動がっておりますので、私から職員の紹介をさせていただきます。

なお、新たな兼務辞令などの発令職員につきましては省略をさせていただきます。

初めに、部長級の紹介をいたします。

総務部長、田崎靖でございます。（「よろしくお願い致します」と呼ぶ者あり）

総務部理事兼総務部重点プロジェクト連携推進室長、川原逸生でございます。（「よろしくお願い致します」と呼ぶ者あり）

市民部長兼福祉事務所長、岩下善孝でございます。（「岩下です。よろしくお願い致します」と呼ぶ者あり）

産業部長、山崎公和でございます。（「よろしくお願い致します」と呼ぶ者あり）

建設環境部長兼鹿島駅前周辺整備推進室長、山浦康則でございます。（「よろしくお願い致します」と呼ぶ者あり）

次に、課長級の紹介をいたします。

総務課長、白仁田和哉でございます。（「よろしくお願い致します」と呼ぶ者あり）

人権・同和対策課長、中尾美佐子でございます。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

企画財政課長、山口徹也でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

産業支援課長、三ヶ島正和でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

商工観光課長、山口洋でございます。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

農林水産課長、江島裕臣でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

都市建設課長、橋川宜明でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

教育次長兼教育総務課長、江頭憲和でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長、嶋江克彰でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

水道課長、中村浩一郎でございます。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

議会事務局長、染川康輔でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

次に、広域圏事務局等への課長級派遣職員の紹介をいたします。

杵藤地区広域市町村圏組合事務局次長兼総務課長、峰松健二でございます。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

鹿島・藤津地区衛生施設組合事務局長、藤家隆でございます。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

これから皆様方には何かとお世話になるかと思いますが、御指導のほどよろしく願いいたします。

以上をもちまして紹介を終わらせていただきます。（拍手）

#### ○議長（角田一美君）

それでは、議事に入ります。

日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

#### 日程第1 仮議席指定

#### ○議長（角田一美君）

日程第1．仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、このたびの鹿島市議会議員補欠選挙において当選になりました西一郎議員、宮崎幸宏議員及び笠継健吾議員の仮議席の指定を行います。

西一郎議員、宮崎幸宏議員及び笠継健吾議員の仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

16 角田 一美	15 松田 義太	14 松尾 征子	13 福井 正	12 徳村 博紀	11 笠継 健吾	10 伊東 茂	9 勝屋 弘貞
8 宮崎 幸宏	7 中村 一堯	6 中村 和典	5 樋口 作二	4 杉原 元博	3 西 一郎	2 池田 廣志	1 中村 日出代

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

### ○議長（角田一美君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番中村一堯議員、9番勝屋弘貞議員、10番伊東茂議員、以上を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

### ○議長（角田一美君）

次に、日程第3. 会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程案のとおり本日の1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

## 日程第4 議席の指定及び変更

### ○議長（角田一美君）

次に、日程第4. 議席の指定及び変更を行います。

鹿島市議会会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、議長において議席の指定及び変更を行います。

西一郎議員を1番議員、宮崎幸宏議員を2番議員、笠継健吾議員を3番議員に指定し、変更する議員番号及び議員名を読み上げます。

4番中村日出代議員、5番池田廣志議員、6番杉原元博議員、7番樋口作二議員、8番中村和典議員、9番中村一堯議員、10番勝屋弘貞議員、11番伊東茂議員。

それでは、議席の移動をお願いします。しばらくお待ちください。

16 角田 一美	15 松田 義太	14 松尾 征子	13 福井 正	12 徳村 博紀	11 伊東 茂	10 勝屋 弘貞	9 中村 一堯
8 中村 和典	7 樋口 作二	6 杉原 元博	5 池田 廣志	4 中村 日出代	3 笠継 健吾	2 宮崎 幸宏	1 西 一郎

#### 日程第5 常任委員の選任

##### ○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 西一郎議員、宮崎幸宏議員及び笠継健吾議員の常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、鹿島市委員会条例第8条第1項の規定により、宮崎幸宏議員を総務建設環境委員に、西一郎議員及び笠継健吾議員を文教厚生産業委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

#### 日程第6 特別委員会委員の選任

##### ○議長（角田一美君）

次に、日程第6. 西一郎議員、宮崎幸宏議員及び笠継健吾議員の特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、鹿島市委員会条例第8条第1項の規定により、宮崎幸宏議員を公共交通対策特別委員会委員に、西一郎議員及び笠継健吾議員をまちづくり対策特別委員会委員に指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。染川事務局長。

##### ○議会事務局長（染川康輔君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の提出がありました。議案番号及び議案名は配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から令和3年度定期監査結果、令和3年度1月分及び2月分の出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第7 議案の上程（市長の提案理由説明）

##### ○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案の一括上程であります。

議案第33号及び議案第34号の2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

##### ○市長（松尾勝利君）

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分事項の承認2件でございます。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

まず、議案第33号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年3月31日に地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、その一部が4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げについて所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第34号 専決処分事項（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしました令和3年度一般会計補正予算（第13号）は、予算の総額に94,275千円を追加し、補正後の総額を17,875,556千円といたしましたものでございます。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上のほか、ふるさと納税災害支援寄附金の計上を行っております。また、おぐす内科・消化器科クリニック様、株式会社マキノ様、国際技術コンサルタント株式会社様、西日本コンサルタント株式会社様から企業版ふるさと納税寄附金として御寄附いただきましたので、御寄附の趣旨に沿って有効に活用させていただくことといたしております。

歳出では、今後の財政需要に備えるため、財政調整基金へ93,000千円の積立てを行い、健全な財政運営に努めるものでございます。また、企業版ふるさと納税寄附金を後年度に活用するため、ふるさと納税基金へ1,700千円の積立てを行っております。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明をいたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。



以上です。

○議長（角田一美君）

お諮りいたします。議案第33号及び議案第34号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号及び議案第34号の2議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 議案第33号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8．議案第33号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第33号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

2ページは専決処分書でございます。

3ページを御覧ください。

条例改正の内容でございます。

改正内容については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の2ページを御覧ください。

改正理由は、国において地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、その一部が令和4年4月1日から施行されることに伴い、令和4年度の国民健康保険税の賦課期日となる令和4年4月1日施行に対応するため、令和4年3月31日付で国民健康保険税の賦課限度額の引上げに伴う所要の改正を行っております。

改正内容は、国民健康保険税賦課限度額の引上げでございます。

賦課限度額の引上げは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を改正するものでございます。

議案説明資料の2ページの中ほどの表を御覧ください。

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で構成されており、賦課限度額もそれぞれに定められております。

まず、医療分は、改正前の賦課限度額630千円を650千円に改め、20千円の引上げを行っております。後期高齢者支援金分は、改正前の賦課限度額190千円を200千円に改め、10千円の引上げを行っております。介護納付金分は、改正前の賦課限度額と同額の170千円でございます。よって、改正後の国民健康保険税賦課限度額の合計は、改正前の990千円から改正後は30千円増の1,020千円となります。

また、今回の医療分、後期高齢者支援金分の限度額見直しに伴う影響世帯数を延べ242世帯、影響額を3,890千円と試算しております。

施行期日は令和4年4月1日でございます。

なお、改正後の鹿島市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例を適用するものでございます。

説明資料の1ページには新旧対照表を載せておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

#### ○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま提案されております件について質問していきたいと思っております。

まず、私はこの問題につきましては一貫して取扱いの方法について意見を申し上げてきたと思っております。ほとんど毎年行われてきていると思っておりますが、まず、一番今、国民健康保険税については多くの市民の人たちが負担の重さに悲鳴を上げているという現状があります。そういう中で、いや応なしに、国が決めたんだからということで議会の審議もしないまま専決処分決めていくというやり方、これは絶対に私は許せないということを言いながら来ました。

それともう一つ、今日全員協議会でも審議はありましたけど、こういう形で出てくるなら前もって国からの方針は出されていると思っております。ですから、本会議は開かないにしても、議会にその旨を諮りながら、どうしたらいいかということをしつかりと話し合いをしながら取り組んでいくべきだということを一貫して私は申し上げてきたと思っております。しかし、全くそういうことはやられませんでした。

1つお尋ねしたいと思っておりますが、長年言い続けている前もっての審議ができないかと。国からぎりぎりに来るからできないということを何度もおっしゃいましたが、幾らぎりぎりに来たって、3月31日ぎりぎりに来るはずはないと思うんですよね。そういう面では、もっと本当に納税者のことを考えながら、これに対応することが必要だと思いますが、これまで執行部の中でそういう話し合いをされたことがあるのかどうか、どうせ国から来るとやけんよかばいというような態度なのか、その辺についてまずお尋ねをします。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

こういうふうな政令等の改正がある場合には、国のほうから市町村のほうに情報提供がありますので、その件につきましては市の中で情報を共有し、そして、執行部のほうで検討を行い、条例を改正し、専決処分ということでお諮りをしているところでございます。

ここで、この政令の改正が窮屈になる理由といたしますか、国のほうの事務の流れについて少し御説明したいと思います。

政令は、内閣のつくる命令と解釈されます。政令改正までの手順でございますが、まず、閣議において決定されるというふうなことになります。閣議で決定した場合は、主任となる国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連名で署名し、次に天皇が公布し、官報掲載されることになっております。この一連の手続により、令和4年3月31日付で国保税の賦課限度額の引上げを含む地方税法等施行令の一部を改正する政令が公布されているというふうな状況でございます。

最初の手続が、内閣の閣議決定が令和3年12月に行われておりますので、そこら辺からの事務を詰めるというふうなことで、毎年3月31日で法の改正が行われているというふうな状況になっていると考えております。

また、議員がおっしゃったように、情報提供というのは国のほうから事前にあっておりますので、今回は3月議会の新年度予算審査特別委員会の折に、改正がされるだろうというふうな情報提供と説明をさせていただきましたけれども、今後そういうふうな情報が入った場合には、できるだけ早く議会のほうにもおつなぎし、そこら辺のお話をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

今の説明は要らんですよ。私は今までこういう意見を言った中で、まず、こういう意見が出ているけど、前もってできないかと、どうしようかという話合いなどをしたのかということ。それから、何度も3月31日までに日にちがなかったからしましたという回答をいただいておりますが、そういうのに対して執行部が何らかの形で、どがんじゃないかというくらいの、そういう協議などをしたことがあるかどうか。私はこれは今初めて言っているんじゃないですよ。もう四、五十年言ってきたんですよ、正直なところ。そうですよ。皆さんいらっしゃらなかったかも分かりませんが、一貫して言ってきたことなんです。特に最近のこの情勢の中で、本当に一銭一厘なりとも市民から税金を余計取るというふうなことは許

されないわけです。しかし、執行部としてはもう国から来たんだからということで、どうせ出すぎ、うんて言うやろうもんで。そりゃなりませんよ。本当に皆さんたちが市民の立場に立つなら、もっとやっぱりちょっとしたことで真剣に考えていかなきゃいけない。

今日、市長が最初に言われたでしょう、市民と云々てね。市長は今々なられたので、これには関わっとらんばいていうぎ、そいまでですけど。それはいいですが、私はそこを言っているんですよ。何度も私たちが意見を言ったのを、やれるやれないは別として、執行部がどこまで議員の意見に対して反応し協議をするか、これが大事だと思うんですよ。しかし、全くその議会議会と同じ答弁の繰り返しでしょう。私たちはこれでは納得いきません。そういうことなんですよ。あとは大体分かりますからいいですがね。

それともう一点、私は今回びっくりしました。この案が出ているということをお話しした人の中で、今まで私も考えなかったんですが、限度額というのがありますね。これは収入がすごく高い人もいらっしゃるわけね。限度額ぎりぎりの人もあるわけですよ。ちょっとおかしゅうなかかいという声を初めて私聞いたんですが、よく考えてみるとそうですね。今の税の在り方は、国保税だけでなくいろんな税金について、金持ったもんがもうかるごとなつとるわけですけど、まさに今回のこの限度額という取扱いも、ああ、そうだなという考えが私は浮かんできましたが、そういうのに対して何かお考えがありましたら。

そして、それがおかしいというなら、やっぱりこれを少しでも変えていくような立場に立たなくちゃいけないと思うんですよ。私はよく水道料金のことで言いますが、よんにゅう使いよらんでも、まともに払うのはおかしかじゃなかかて言いますが、まさに同じような状況だと思います。その辺について御意見があったらお聞かせください。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

今、議員がおっしゃったように、限度額の設定というところが収入所得の在り方から考えればおかしいのではないかというふうなお話は、全国市長会とかそういうふうな中でもあっておりまして、中には、限度額をもっと高く持っていくべきではないかとかいうふうなお話もあっております。そういったところで国会に対して全国市長会のほうからいろいろな提言とかがあっておりますので、その中身を少し御説明させていただきます。

全国市長会では、各支部からの提出事案につきまして重点提言として取りまとめておられまして、全国会議員及び関係府省等にこの内容を提出し、その実行、実現について要請が行われております。

国民健康保険制度に関しましては、抜粋いたしますと2項目に分けて提言がされております。

まず、第1項目めでございますけれども、医療保険制度の改革についてということで、将

来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本的改革を実施することとされております。

2項目めといたしましては、国民健康保険制度についてというふうなことで提言がされております。1つ目に、改革により保険税が上昇する年に対する必要な財源を十分確保すること、2つ目に、低所得者に対する負担軽減を拡充、強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること、3つ目に、子供に係る均等割保険税を軽減する支援制度の施行については、子育て世帯の負担軽減を図るため、対象世帯や軽減割合を拡大することなど制度を拡大していくこととなっております。最後に4つ目ですけれども、高額な医療費について保険税の引上げにつながらないように、必要な財政措置を講じることを提言されております。

これらの提言につきましては、本市としても賛同するものであり、今後も市長会等を通じて要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

次お尋ねしますが、今回の影響額が3,890千円ということですが、お尋ねをしたいと思います。今回このようにして国が決めて、押しつけてきたわけですが、これをもし、もう少し議会で鹿島市は審議をして、それからやろうじゃないかという体制を取った場合に、国との関係はどうなるんですか。そういうことができるのかどうか。これをすぐ決定しないで、議会で審議してもっと十分やっていくと。ましてや、私さっき言いましたが、3,890千円です。そんな大きな金額じゃないですよ、市役所のお金からすると。出すほうは大変ですよ。しかし、それを止めるとか、もう少し審議をしてちょっと遅れてしようかと、そういう対応をしますとどうなるんですか、国の関係その他では。何かありますか。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

お答えいたします。

国民健康保険税の賦課につきましては4月1日から行うこととなりますので、そういったところを考えると、4月1日にはこの賦課限度額についても確定をしておかなければならないというふうに考えております。

それと、国との関係ということですが、国は閣議決定し、政令というふうなことで、全国の市町村に対して、この金額をもって賦課限度額にのしなさいというふうなことでしておりますので、市といたしましてはその内容に準じていかなければならないと思っております。

それと、その議論が今後できるのかというふうなことでございますけれども、一度条例を改正して定めておりますので、それを行うというふうなことは、理論的には改めて変更の条例を出すとかいうふうなことはできるかなというふうには考えておりますけれども、現状としては、専決処分し改正した内容で事業のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

国からのペナルティーとか、そういったところは、現状として把握はいたしておりません。以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

恐らくそういう取組をすれば、国からのペナルティーはあると思いますよね。例えば、ほかの国保税の関係でも、これまで私もいつも言っていますけど、未成年者から税金を取るなどというようなね、全国的にはそういうのをやっているところもあるわけです。今回、半額補助が国から出ましたけど、全額、未成年者全体じゃなくても、小学生までとか中学生までとか、やっているところもあるわけですよね、思い切って。そういうのに対して国がどういう対応を取っているか分かりませんがね。例えば、これまでも医療費の無料化なんかにしても、率先してやれば、あんたがたは金のあつけんということで交付税を減らすとか、そういうペナルティーもいろいろあったと思いますよね。そういうのがあるわけです。しかし、本当に市民の暮らしを守る立場に立てば、そういうのを地方からはねのけていきながら上を変えていくということをやっけないと、今言うように50年来変わっていないわけなんですよ。そうでしょう。そういう状況ですから、私はぜひそういう形をしてもらいたい。

それともう一つ、さっき言った3,800千円ぐらいですかね、これを決めたにしても、ちょっとそれは取るまいというような対応ができないのか。市長に今なってすぐにそれを言えというのは酷かも分かりませんが、例えば——30,000千円じゃないですよ、3,000千円ね。本当に市民の立場に立てば、そういうことをしながらでも市民の立場に立って市政を変えていく、市民を守っていくという立場に私は立っていただきたいと思いますが、ちょっとここで、むごいかも分かりませんが、あなたの御意見があればお聞かせください。

**○議長（角田一美君）**

松尾市長。

**○市長（松尾勝利君）**

今お話しになったことは、確かに考えるとしたらそういうこともあり得ると思いますが、やはりこの国民健康保険税というのは、皆さん方が相互で運営をしていくという形になっていますし、例えば、鹿島市がその分出した分、次どこかでそこを補っていく、市の負担としてではなくて国民健康保険全体の中で、県下統一も今考えられておりますし、そこら辺との

兼ね合いということもあると思いますので、私ももう少し今後そこら辺は勉強させていただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にします。国民健康保険の事業は、今、県が一括してありますが、全てを、税金を決めたりなんかを県が一括してやるようになった場合に、本当に上に従わなくてはいけないということになれば地方の自主性はなくなると思うんですよ。そういうことも私は心配しますので、こういう一つ一つを確実に取り組んでいきたいと思いますし、お願いをしていって終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

11番議員の伊東です。今回のこの地方税の改正、毎年こういうふうな税改正、3月31日に改正して、そしてすぐ、その翌日の4月1日から施行と。非常にこれは矛盾していますよね。冒頭に新市長がお話しになった市民目線を大切にすることと逆行しています。

執行部からは、3月の新年度予算審査特別委員会で説明をさせていただいたということだったでしょう。しかし、それは改正される予定であるということであって、じゃ、これを負担する市民の側に立ってどういうふうにしていくべきなのか、そして、議会はこれに対してどのように対応していくのか、そこまで議論してもいません。

私は、国がこういうふうなのを決めたから地方自治体は全て右に倣いなさいというのは、今の時代どうなのかなと思いますよ。先ほど担当課長は、全国市長会のほうで提言をされていると。医療保険の一本化であったり子育て世代の負担軽減など、様々なものが提言はされていると思います。鹿島市民の皆さんは、じゃ、私たちの声をどこまで県、国に発信をしてくれているのか、これを期待しているんですよ。議員に対してもそうです。これはしっかりとやっていただかないといけない。簡単にこの分を鹿島市が立て替えるとかはできない、私も思います。どこかでそのしわ寄せが来ます。しかし、根本的に市民の方が、ああ、しょうがないねと、みんなで国保は負担していかなければならないという気持ちにならないと、何で自分たち、国保のほうがかんなに上がっていくのかと。1年間で10か月間に分けて徴収をされているものが一月に100千円とかという。高額ですよ、これは。所得に応じてかも分からないけど、これが本当に今からの世の中として通っていくものなのか、地方からも変えるべきではないかと私は思っています。

担当部長にお聞きをいたします。私のこの質問についてどういうふうな見解を持たれます

か。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

先ほどから御質問の中にありますとおり、国民健康保険税の市民の皆さんへの負担につきましては、地方税法のしがらみとか、あるいは地方自治法の検討の必要もあると思いますが、先ほど答弁ありましたとおり、県内の一本化に向けた保険税率の検討もなされておりますので、今後、市民の皆さん方からの意見を基に、市としても議員の皆さん方と協議を重ねながら、なるべく市民の皆さん方に負担のかからないように、メリット、デメリットを検討して、市としても対応に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

11番伊東茂議員。

○11番（伊東 茂君）

担当部長としての答弁が、聞いていてどうなのと、もう少し踏み込んだ答弁が欲しいなという気はいたしますね。

毎回こういうふうな税の改正、基本的に負担が高くなっていくというときに、今後いろんなことについては検討していきますとかという答弁がなされます。しかし、いつまでたってもそれは変わらない。これは市民の方が怒るのも無理はないんですよ。地方自治から変えていく、そういうふうな気持ちで職員の皆さんが対応してくれなければ信頼度を失いますよ。これからもしっかりとですね、市長が冒頭に言ったように市民目線ということを考えていただき対応をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかにありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井正でございます。国保の限度額について質問いたしますけれども、この限度額に達する所得があるということですよ。そして、これは世帯に対する税ですから、1人だけじゃなくて家族全体の所得になってくると思うんです。その所得の上限というのは幾らなんですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）



家族でこういった給与収入、所得条件になった場合に賦課限度額に到達するかというのを少しシミュレーションしておりますので、そのことを御説明いたします。

まず、世帯員数が4人、世帯主の給与収入だけの世帯で、専業主婦と小学生の子供2人がいる世帯についてシミュレーションのほうを行っております。

まず1つ目に、給与収入が6,800千円程度ある場合、この場合に賦課限度額が917千円ぐらいに到達されます。2つ目に、給与収入が7,900千円程度あられる世帯、この場合に賦課限度額が960千円程度になられます。それと3つ目ですけれども、給与収入が10,000千円程度、この場合に賦課限度額が1,020千円というふうな状況になるようにシミュレーションをいたしております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そうすると、家族の所得でしょうから何人かの合計なんでしょう。だけど、給与所得者というのは社会保険に加入される方は別ですよ。だから、国保が対象の方たちってそんなに多くいらっしゃると思うんですよ。だから、174世帯やったですかね、そのくらいの世帯しかいらっしゃるのかなという気がするんですけども。いわゆる国保の対象になる方というのは、一番多いのは自営業の方たちで、家族で生きていらっしゃるって、所得がそこまである人というのはあんまりいないんじゃないかなという気がするんですけども、そこら辺は、いわゆる給与所得だけじゃないでしょう。事業主の従業員としての所得という形にもなってくるんじゃないかなと思って。そこら辺どうなんですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

先ほどは給与所得というふうなことで御説明をさせていただきましたけれども、国保世帯の中にもそういうふうな事業者とかもあられますので、それは税法上の定められた算定方式の中での給与収入、所得というふうなことで積算を行っていくことになります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

例えば、国保で1,020千円ということは、大体10回で支払いしますから月額102千円という金額になってきますよね。そこら辺、普通は世帯主に納付義務があるということになっていきますけれども、問題は、ほかの家族の方たち、所得のある方たちがその分を負担してくれた

らしいけど、大体は世帯主が、私の場合は銀行の引き落としなんですけれども、引き落としされとって、家族の問題だからあんまり言ったらいけないのですけれども、なかなかもらにくいとか、もらわないという方たちがいらっしゃって、世帯主の負担がかなり増えるという形になっているんじゃないかなという気がするんですよね。だから、これはその家族の問題だから、私たちがいろいろ言うことはできないんですけれども、現実の負担感というのがそこに一番出てくるんじゃないかなという気がするんですね。

だから、これだけ1,000千円を超えるという数字になってくると、非常に増税感とか、そういう感じを持たれる方たちが多分多いんじゃないかと思うんです。だから、そういう方たちというのは、何でこが急に高くなったとねという感覚を持たれるかも分からない。そういうことも含めて、今後担当としても、そういう方たちもいらっしゃるということをぜひ考慮していただいて、納税してもらいやすいようにちゃんと説明をしていかなければいけないというふうに私は思います。ですから、ぜひそこをお願いして質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま提案されております議案第33号には反対をしたいと思います。

私はこの件については長年言い続けておりますが、本当に国保税で市民が苦しんでいる状況の中で、全く議会で審議もしないまま、国が決めたことだからということで押しつけてしまう、専決処分で行ってしまう、こういうやり方は絶対に私は許すことができません。特に今回1,000千円を超すという限度額になりましたが、本当に大変なことです。今、市民の暮らしは、コロナはもちろん、ウクライナの問題もありますが、特にアベノミクスの弊害でこの物価高が大変な状況になっているという中で、市民の暮らしも本当に、毎日どうしようかと涙ながらに生活されている人にたくさん私も出会っています。そういう中でのこういう国保税の値上げの在り方、絶対に許すことができませんので、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第33号は提案のとおり承認されました。

ここで10分程度休憩します。11時10分から再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第9 議案第34号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9．議案第34号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第34号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

まず、議案書の4ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書の5ページは専決処分書です。

令和4年3月31日付で令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号）について専決処分いたしましたものでございます。

補正予算書をお願いします。

補正予算書、別冊、議案第34号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号）の補正予算書は1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に94,275千円を追加し、補正後の総額を17,875,556千円としたものでございます。

2ページから5ページは今回補正の集計表となっておりますが、説明は省略します。

6ページから8ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

9ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の3ページから5ページまでは、歳入歳出予算の増減比較表となっております。説明は省略いたします。

6ページをお願いします。

今回の補正は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税などの確定に伴う増減、歳出では、歳入の確定に伴う基金への積立てなどによる調整が主なものでございます。

まず、歳入補正の概要について御説明いたします。

ナンバー1からナンバー5までは、地方譲与税及び各種交付金の交付額の確定によるものでございます。

ナンバー1の自動車重量譲与税は4,249千円の増額、ナンバー2の配当割交付金は7,039千円の増額、ナンバー3の株式等譲渡所得割交付金は9,251千円の増額、ナンバー4の法人事業税交付金は15,939千円の増額、ナンバー5の地方消費税交付金は、一般財源分が2,645千円、社会保障財源分が32,751千円それぞれ増額となっております。

ナンバー6の特別交付税は、交付額の確定に伴い17,000千円を増額するものでございます。

ナンバー7のふるさと納税寄附金は4,690千円を増額するもので、これは令和3年8月豪雨災害に対するふるさと納税災害支援金を茨城県鹿嶋市のほうで代理受付していただいた分を本市に送金いただいたものです。（発言する者あり）

訂正いたします。ふるさと納税寄附金は469千円を増額するもので、これは令和3年8月豪雨災害に対するふるさと納税災害支援金を茨城県鹿嶋市のほうで代理受付していただいた分を本市に送金していただいたものです。

ナンバー8の企業版ふるさと納税寄附金は1,700千円を増額するもので、おぐす内科・消化器科クリニック様、株式会社マキノ様、国際技術コンサルタント株式会社様、西日本コンサルタント株式会社様から御寄附をいただいたものです。

7ページをお願いします。

歳出補正の概要でございます。

ナンバー1の基金積立金管理事業は93,000千円を増額するもので、歳入で増額となりましたが一般財源分について財政調整基金に積み立てるものでございます。

ナンバー2のふるさと納税推進事業は1,700千円を増額するもので、企業版ふるさと納税寄附金としていただいた分を後年度に活用するため、ふるさと納税基金に積み立てるものでございます。

8ページをお願いします。

今回補正後の積立基金の状況を表したものでございます。

今回補正に伴い、①の財政調整基金、⑭のふるさと納税基金が変更となっております。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（角田一美君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第13号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第34号は提案のとおり承認されました。

以上をもちまして今期臨時会に付議されました案件は全部終了しました。よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時18分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長 角 田 一 美

会議録署名議員 7 番 中 村 一 堯

同 上 9 番 勝 屋 弘 貞

同 上 10 番 伊 東 茂